

# 各高校弓道部における感染症対策の「めやす」

令和2年6月19日版 その1

(公財)全国高等学校体育連盟弓道専門部

## 1. 練習前

- ① 部活動前にも「健康チェック」を指導者が行いましょう。
- ② 学校のルールに合わせて弓道場の清掃、消毒・除菌作業を行いましょう。  
(マスク着用・手袋使用・終了後の手洗い)
- ③ 更衣室(部室)が密にならないように工夫しましょう。  
(換気と人数制限、着替えの順番等を決めておきましょう)
- ④ 手洗い、または手指消毒を行ってから弓道場に入りましょう。

## 2. 練習中

- ① 練習前後のあいさつ・ミーティングは、人の距離と隊形を考慮して最小限に留めましょう。
- ② 弓道場の出入り口や窓を開け、換気を常時行えるようにしましょう。
- ③ 的間は、射場が密にならないように配慮し、間隔を設定しましょう。
- ④ 生徒の人数に応じてグループ分けを行い、道場内が密にならないように練習内容を工夫しましょう。
- ⑤ 可能な限り、共用する弓具・物品を減らし、個人で用意しましょう。
  - ・ギリ粉・筆粉・矢拭き用タオル等、可能なものは個人で用意し、使用しましょう。
  - ・他の生徒の物に触れた場合は、手洗いをしましょう。
  - ・矢取りは、生徒数や練習形態に応じて他の生徒の矢に触れない工夫が必要です。
- ⑥ 矢を放つ練習以外は、練習中もマスク着用を心がけましょう。
- ⑦ 「矢取り時の発声」以外は、発声及び会話を控えましょう。
- ⑧ 生徒同士の「指導・補助」は控えましょう。
- ⑨ 指導者は、常時マスクを着用しましょう。  
必要に応じてフェイスシールドを使用してください。
- ⑩ 指導者は、手洗い・手指消毒を行った上で、補助を行う場合は必要最小限に留めましょう。  
必要であれば、手袋を着用しましょう。

### 3. 練習後

- ① 学校のルールに合わせて、弓道場内の消毒・除菌作業を行きましょう。  
(ドアノブ・窓のカギ・テーブル・椅子、文具類など、共用して使用する物。)
- ② 部活動終了後も手洗い、または手指消毒を行きましょう。

### 4. その他

- ① 熱中症予防のため「水筒・汗拭きタオル」も各自で用意しましょう。
- ② 練習中もまめに手洗いをしましょう。

### 5. 補足

- ① この「めやす」は、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」に基づくガイドラインや「新しい生活様式」、文科省が示した「学校の新しい生活様式」を参考に作成しています。情報は日々更新されていますので、関係機関のHPおよび教育委員会からの通知等最新情報をご確認ください。

- 参考・社会体育施設の再開に向けた感染拡大予防ガイドライン, スポー ツ庁, 2020.5.25
- ・学校の体育の授業におけるマスク着用の必要性について, スポー ツ庁, 2020.5.21
  - ・新型コロナウイルス感染症(COVID-19)対策としてのスポーツ活動 再開ガイドライン,
  - ・独立行政法人日本スポーツ振興センター/ハイパフォーマンスセンター, 2020.5.20
  - ・令和2年度熱中症予防行動, 環境省/厚生労働省, 2020.5
  - ・学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル
- ～「学校の新しい生活様式」～(2020.6.16 Ver.2)より抜粋

「新しい生活様式」を踏まえた学校の行動基準

| 地域の感染レベル | 身体的距離の確保                      | 感染リスクの高い<br>教科活動                 | 部活動<br>(自由意思の活動)  |
|----------|-------------------------------|----------------------------------|---|
| レベル3     | できるだけ2m程度<br>(最低1m)           | 行わない                             | 個人や少人数での<br>リスクの低い活動で短<br>時間での活動に限定                       |
| レベル2     | できるだけ2m程度<br>(最低1m)           | リスクの低い活動か<br>ら徐々に実施 <sup>2</sup> | リスクの低い活動から<br>徐々に実施 <sup>2</sup> し、教<br>師等が活動状況の<br>確認を徹底 |
| レベル1     | 1mを目安に<br>学級内で最大限の<br>間隔を取ること | 適切な感染対策を<br>行った上で実施              | 十分な感染対策を<br>行った上で実施                                       |

「レベル3」・生活圏内の状況が、「特定(警戒)都道府県」に相当する感染状況である地域(累積患者数、感染経路が不明な感染者数の割合、直近1週間の倍加時間などで判断する。特措法第45条に基づく「徹底した行動変容の要請」で新規感染者数を劇的に抑え込む地域。)

「レベル2」・生活圏内の状況が、  
①「感染拡大注意都道府県」に相当する感染状況である地域(特定(警戒)都道府県の指定基準等を踏まえつつ、その半分程度などの新規報告者等で判断することが考えられる。感染状況をモニタリングしながら、「新しい生活様式」を徹底するとともに、必要に応じ、知事が特措法第24条第9項に基づく協力要請を実施する地域)及び  
②「感染観察都道府県」に相当する感染状況である地域のうち、感染経路が不明な感染者が過去に一定程度存在していたことなどにより当面の間注意を要する地域

「レベル1」・生活圏内の状況が、感染観察都道府県に相当する感染状況である地域のうち、レベル2にあたらないもの(新規感染者が一定程度確認されるものの、感染拡大注意都道府県の基準には達していない。引き続き感染状況をモニタリングしながら、「新しい生活様式」を徹底する地域)